

【生活史】



【防除方法】

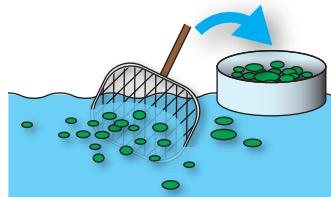
流出口・流入口へのネット設置 出さない・入れない

- 対象地に既に繁茂している場合、下流に植物体が流下しないよう（拡散しないよう）な配慮が必要
- 対象地に生育していないが、連続する水系の上流側に生育する場合は侵入を防ぐことも必要
- 排水溝や流入口等に目の細かいネット（目合5mm程度）を設置し、拡散と侵入を抑制する
- 対象地や上流側等に生育していない場合は、定期的に外来アゾラの有無を監視し、早期発見に努める
- 水面だけでなく、水辺の湿地にも留意が必要

すくい取り 根絶を目指す

対象地が耕作地の場合は、より乾燥させた土壤で生育する作物への転換も検討する

- 対象地に生育する場合、水面に浮かぶ外来アゾラをタモ網等ですくい取る
- 水辺の湿地にも生育するため、しっかりと確認する
- タモ網等は、網の目の細かいもの（目合5~10mm程度）を使用する
- 夏季に栄養繁殖する前（秋季～春季）に実施する
- 年1回以上（秋季～春季）、見られなくなるまで複数年実施する
- 広範囲に生育する場合、すべてを除去するには多くの人手が必要
- 一部の除去では、すぐに増殖して元に戻ってしまうため、広範囲の場合は水域を部分的に仕切り、その中をしっかり駆除する等、隔離された水域単位で駆除を行っていくことが必要



きっちりと駆除し処分する ~作業中・作業後~

- 駆除作業にあたっては、すくい取り実施者のほかに、流下する植物体をすくいとるタモ網等をもった人員の配置、また作業場所の下流側にネットを張る等の措置が望まれる
- すくい取ったアゾラは、乾燥させても枯死しにくいため、現地で十分に枯死させられない場合は飛び散らないよう密閉できるごみ袋等に入れて焼却処分する
- それぞれの自治体のごみ処理方法に従って焼却処分する
- ※特定外来生物に指定されたものは、原則として「飼育、栽培、保管及び運搬すること」、「輸入すること」、「野外へ放つ、植えるまたはまくこと」、「譲渡、引き渡し、販売すること」が禁止されている
- ※なお、以下のすべてに該当する場合は、運搬・保管が可能
 - ・防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等に運搬するもの
 - ・落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているもの
 - ・特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知する等、公表された活動に伴って運搬するものであること
 - ・保管中の逸出防止措置がとられており、第三者が容易に持ち出すことができないよう実施する主体において管理され、かつ必要最低限の期間に限り行う場合
- 駆除道具、長靴等に付着したアゾラを作業域外に持ち出さないよう、作業後には十分な注意が必要



- 作業後に、作業者の服や長靴、道具、付着していないか厳重にチェックすること
- 作業時に使用したものはしっかりと洗浄し乾燥させるまで他では用いない等、拡散させない工夫が必要